

船橋市障害者控除対象者認定書の交付について

1 障害者控除対象者認定書とは

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、障害者と同様の税の所得控除（障害者控除又は特別障害者控除）を受けることができます。

65歳以上で審査により障害者に準ずると認定された方に、「障害者控除対象者認定書」を交付しております。

※認定書はその年の申告に限り有効です。なお、税の所得控除でのみ使用できるものであり、障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

■所得控除額（控除を受けるためには確定申告等が必要です）

	特別障害者控除		障害者控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税
本人※	40万円	30万円	27万円	26万円
同居の扶養親族	75万円	53万円		

※同居以外の扶養親族の場合、本人と同じ控除額になります。

2 障害者控除対象者認定の対象者

認定基準日現在で満65歳以上の方で認知症または身体の障害により日常生活に支障のある方（基準については裏面のとおり）

※障害者手帳等をお持ちでない65歳未満の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方については、税の障害者控除の対象となる場合があります。

詳しくは、下記へお問合せ下さい。

所得税に関すること・・・船橋税務署 047-422-6511

市民税に関すること・・・船橋市役所市民税課 047-436-2214

3 認定基準日

税の所得控除を受けようとする対象年の12月31日（対象年中に死亡した場合は、その死亡日）

4 申請方法

〔申請者〕 本人または親族（申請者が本人・親族以外の場合は委任状が必要です。）

〔申請先〕 ・市役所2階 高齢者福祉課（郵送可）

・船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階12番窓口）

・各出張所・連絡所

申請用紙、委任状は上記の申請先その他、市のホームページで配布しています。

[\(http://www.city.funabashi.lg.jp/\)](http://www.city.funabashi.lg.jp/)

※令和2年度より市のホームページよりオンライン申請が可能になりました。

5 申請の受付・交付時期

認定のご申請は、申告する年の11月から受付いたします。

認定の結果は郵送により、申請から概ね2週間程でお知らせいたします。

なお、過年度分の認定書の申請につきましては随時受付しております。

<参考>

■認定の基準

介護保険の認定調査資料をもとに下表の①または②に該当するかを判定します。

※他市区町村で介護保険の認定を受けている方は申請前に事前にご相談ください。

※介護保険の認定のない方は、医師の診断書等により、同様の基準で判定します。

①身体の障害の状態

認定		身体状況（めやす）
非該当		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
障害者	身体障害者（3～6級）に準ずる人。	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障害者	身体障害者（1級、2級）に準ずる人。	次の状態よりも障害の重い方 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。

②認知症の状態

認定		身体状況（めやす）
非該当		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる人。	日常生活に支障を来たすような症状又は行動及び意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる人	次の状態よりも障害の重い方 日常生活に支障を来たすような症状又は行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

お問い合わせ

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市 高齢者福祉課 在宅支援係

電話047-436-2352